

公の施設の概要等

施設名	概要等	所管局
市政資料館	国の重要文化財として、歴史的文化遺産の建物を保存・公開するとともに、市民の文化向上に資するため、公文書等を収集・保存・公開し、併せて文化活動の場として提供しています。 重要文化財の保存・公開については、本市が責任を持って行うことを前提として国有財産の使用許可を受けてきたものです。また、公文書館業務についても、公文書館は行政の説明責任を担う施設とされ、さらに公文書等の分類・整理・保存や利用制限の判断を伴っており、以上のことから市の直接管理としつつ一層の運営の効率化に努めています。	総務局
文化センター(2か所)	社会福祉法に定める隣保事業を行う施設として設置された施設です。具体的には、生活相談を始め各種相談事業や、地域交流の促進と教養文化の向上を図る各種講座・行事を実施することにより、地域社会全体の中での福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として運営しています。 国で「市町村が運営する」と定められていることから、市直営としています。	スポーツ市民局
公設市場(5か所)	日用必需品を小売させ、市民の消費生活の安定向上を図る目的で設置された施設です。 名古屋市長設市場条例に基づき、販売人に販売業務の許可等を行うなど行政判断を伴う業務が多いため、市直営としています。	経済局
中央卸売市場本場・北部市場	生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図ることにより、市民生活の安定を実現するために設置された施設です。具体的には、卸売場などの市場施設を設置管理し、卸売業者などが青果物・水産物等の集荷及び分荷を行っています。 卸売市場法及び名古屋市長設卸売市場業務条例等に基づき設置され、市場施設の使用許可事務、市場業務の監督・指導など行政判断を伴う業務が多いため、市直営としています。	経済局
中央卸売市場南部市場	生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図ることにより、市民生活の安定を実現するために設置された施設です。具体的には、卸売場などの市場施設を設置管理し、卸売業者が食肉の集荷及び分荷を行っています。 卸売市場法及び名古屋市長設卸売市場業務条例等に基づき設置され、市場施設の使用許可事務、市場業務の監督・指導など行政判断を伴う業務が多いため、市直営としています。	経済局
南部と畜場	市場併設と畜場として、食用に供するため衛生的に牛・豚を適正処理し、市場に供給することを目的とした施設です。具体的には、と畜施設を設置管理し、と畜業者が獣畜のと畜解体業務を行っています。 と畜場法及び名古屋市長設南部と畜場条例等に基づき設置され、市民に安全で安心な食肉を供給するため市直営としています。	経済局
名古屋城	名古屋城は「特別史跡」に指定されており全国有数の城郭として、当地の歴史や文化を国内外に発信する名古屋のシンボルです。また多くの観光客が訪れる貴重な観光資源でもあり、市民の憩いの場としても親しまれています。 日常の維持管理、四季折々の催事の開催など、経常的な管理運営業務に加え、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」に基づき、天守閣の整備をはじめ、石垣の修復や二之丸庭園の保存整備などを進めています。名古屋城に関する業務は多岐にわたり、文化庁など他官庁との調整も多く、市直営により管理しています。	観光文化交流局
厚生院	厚生院はこれまで、救護施設・特別養護老人ホームの2つの機能を有する複合施設として、経済的に困窮し、親族からの支援も期待できない、他の施設では受入れが困難な方を多数受入れるセーフティネットとしての役割を担ってきました。 救護施設(定員80名)については、市内同種施設である植田寮へ統合し、令和7年4月1日に廃止しました。 また、特別養護老人ホーム(定員200名)については、令和10年4月1日廃止の方針に基づき、令和7年4月1日から定員を100名に変更しました。	健康福祉局
八事斎場	市民の火葬需要に応えるために設置された施設です。老朽化のため令和7年4月より改築を行い、令和10年6月より新斎場を供用開始する予定です。 現状の狭隘な施設や老朽化した設備で滞りなく火葬を行うためには、当施設特有のノウハウや配慮が必要であったため、直営で管理運営を行ってまいりましたが、改築工事完了後、令和10年度より指定管理者制度の導入を予定しています。	健康福祉局
八事霊園	墓地又は納骨堂を必要としている市民に、低廉で良質な墓地又は納骨堂を提供することを目的とした施設です。 大正3年に供用開始され、古くからのお墓が多く権利関係が複雑になっているものもあり、管理には経験に基づく知識や判断が必要となるため、当面直営での管理運営を行いますが、一体で管理運営を行っている八事斎場が令和10年度より指定管理者制度の導入を予定していることから、同年度を目途に民間活力の活用について検討を進めます。	健康福祉局
愛宕霊園	墓地を必要としている市民に、低廉で良質な墓地を提供することを目的とした施設です。 昭和50年に供用開始された墓地で、八事霊園と一体で管理運営しています。施設規模が小さいことから、今後も八事霊園と一体での管理運営が効率的だと考えており、民間活力の活用についても八事霊園と一体で検討を進めます。	健康福祉局

施設名	概要等	所管局
市立保育園(83か所)	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保護者の就労等の理由により保育の必要性がある乳幼児を保護者の希望により保育します。 公民の役割分担や民間活力の活用の観点から、公立保育所は社会福祉法人への移管または統廃合を進め、78か所まで集約化し、「エリア支援保育所」として機能強化を図ることによって、保育の質の向上と、地域の子育て家庭への支援に取り組む役割を担っております。 また、児童福祉法に基づく保育の実施責任を果たすため、保育所への指導監督を進めていく上でノウハウや専門性を蓄積させる必要があります。 これらのことから、一定規模の公立保育所が必要であると考えます。 施設数：83か所 定員：8,137人 対象年齢：生後6月～就学前（産休明け保育実施保育所においては原則生後57日目から） 開所時間：午前7時30分～午後6時30分（延長保育実施園においては、午後7時30分まで） 敷地面積：平均1,491㎡ 延床面積：平均586㎡ 参考：民間保育所 366か所（令和7年4月1日現在）	子ども 青少年局
乳児院・児童養護施設 (ひばり荘)	保護者のない児童（乳児院においては乳幼児。以下同様。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を受け入れ、施設において安定した生活の場を保障し、健やかな成長・発達を援助するとともに、その自立を支援します。 乳児院 定員：15人 児童養護施設 定員：48人 敷地面積：3,268.23㎡ 延床面積：2,037.24㎡ 民間では対応が困難なケースに対するセーフティネットとして、また、職員の養育能力の向上や現場の実態を反映した施策立案や指導を図る観点から、1種別1施設として直営とし、市全体の養育水準の向上を図ります。 参考：乳児院（民間）3か所、児童養護施設（民間）12か所（令和7年4月1日現在）	子ども 青少年局
児童自立支援施設 (玉野川学園)	不良行為をし、またはするおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童に対し、入園した個々の児童の状況に応じて、必要な指導を行い、その自立を支援します。 定員（R6暫定）：14人 敷地面積：67,110.76㎡ 延床面積：2,831.48㎡ 児童福祉法第35条第2項及び同施行令第36条により都道府県・政令指定都市においては設置の義務があります。 民間では対応が困難なケースに対するセーフティネットとして、また、職員の養育能力の向上や現場の実態を反映した施策立案や指導を図る観点から、1種別1施設として直営とし、市全体の養育水準の向上を図ります。 参考：民間の児童自立支援施設なし（令和7年4月1日現在）	子ども 青少年局
児童心理治療施設 (くすのき学園)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童に対し、短期間の施設入所又は通所を通して、心理治療、生活指導及び学校教育による総合的な援助を行い、適応能力の向上、行動改善を図ります。 定員（R6暫定）：34人（入所部28、通所部6） 敷地面積：11,828.83㎡（児童福祉センター全体） 延床面積：3,158.67㎡ 民間では対応が困難なケースに対するセーフティネットとして、また、職員の養育能力の向上や現場の実態を反映した施策立案や指導を図る観点から、1種別1施設として直営とし、市全体の養育水準の向上を図ります。 参考：民間の児童心理治療施設なし（令和7年4月1日現在）	子ども 青少年局
地域療育センター (中央療育センター、 西部地域療育センター)	障害のある児童及びその疑いのある児童又はその保護者に対して、相談・指導・検査・判定・医療の提供及び療育訓練をおこなうことにより、障害の早期発見及びその軽減を図ります。 中央療育センター 定員：55人 開所時間：午前8時45分～午後5時15分 敷地面積：11,828.83㎡（児童福祉センター全体） 延床面積：3,506.94㎡（中央療育センター3通園部門全体） 西部地域療育センター 定員：40人 開所時間：午前8時45分～午後5時15分 敷地面積：3,331.67㎡ 延床面積：1,763.43㎡ 中央療育センターについては、医師など医療技術職を中心に児童福祉センター内の他施設と連携して運営しており、市内の療育支援や地域支援の内容や質の向上、均質化を図るため、本市の療育体制の中心として引き続き直営で運営します。 西部地域療育センターについては、北部地域療育センターの民間移管を実施した後に民間移管することとし、その時期について検討を進めます。 参考：地域療育センター（民間）3か所（令和6年4月1日現在）	子ども 青少年局

施設名	概要等	所管局
障害児入所施設 (あけぼの学園)	おおむね就学の始期から18歳未満の障害児に対し、施設に入所し、保護することで、独立自活に必要な知識技能の取得を図ります。 定員：80人 敷地面積：65,553.68㎡（植田山3公所全体）のうち、約17,099.8㎡ 延床面積：3,989.43㎡ 民間では対応が困難なケースに対するセーフティネットとして、また、職員の養育能力の向上や現場の実態を反映した施策立案や指導を図る観点から、1種別1施設として直営とし、市全体の養育水準の向上を図ります。 参考：障害児入所施設（民間）1か所（令和6年4月1日現在）	子ども 青少年局
都市公園	都市公園法に基づき、公共の福祉の増進に資することを目的とし、同施行令により市民1人あたりの公園面積10㎡以上を目標に整備・設置されています。 現地での管理体制を確保することで一定の水準を確保し、市民サービスの向上が図られる一定規模以上の大規模公園や、庭園等の特殊な公園を除いたその他の都市公園は市民との密接な関わりがあり、また施策を反映した公園づくりなど行政の直接管理運営が必要です。 その他、都市公園内に設置しており、また有料施設として管理している各種スポーツ施設、分区園などについても都市公園の一部として、直営で管理しています。	緑政土木局
東山総合公園(有料区域)	当施設は動植物を通じて自然の営みを知り、自然環境への理解を深める社会学習の場、多くの人の安らぎの場として設置されました。 「人と自然をつなぐ場」として生命の大切さや生命の源である地球の大切さを伝え、持続可能な地球環境を次世代につなげる場になることを目指しています。 また、野生動物の飼育、希少植物の栽培、種の保存、環境教育などは根幹的な業務であり、技術の伝承が必要のため直営で管理運営を行っています。観覧券の発売や入園者案内、清掃等のサービス業務については、効率性や経済性の観点などから民間の活力や知恵を生かすため、公募型プロポーザルにより受託業者を選定して市民サービスの向上を図っています。	緑政土木局
名古屋市立幼稚園(20か所)	文部科学省が定める幼稚園教育要領に則り、幼児の主體的な遊びを通して家庭では体験できない社会、文化、自然に触れながら、義務教育及びその後の教育の基礎を培う教育を行っている学校です。独立園が18園、小学校との併設園が2園あります。 幼稚園は、学校教育法第5条で「学校の設置者は、その設置する学校を管理する」と定められていることから、市直営による管理を行っています。	教育委員会
名古屋市立高等学校(14か所)	高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的として設置された学校です。全日制普通科8校、商業科2校、工業科2校、総合学科1校、定時制課程2校を設置しており、文部科学省が定める学習指導要領に則り、地域や学校の実態、生徒の特性を考慮し創意工夫を生かして編成した教育課程を実施しています。 高等学校は、学校教育法第5条で「学校の設置者は、その設置する学校を管理する」と定められていることから、市直営による管理を行っています。	教育委員会
名古屋市立特別支援学校(6か所) (南特別支援学校分校を含む)	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活営むのに頻繁に援助を必要とする、あるいは社会生活への適応が著しく困難な児童生徒のために、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置された学校です。 西特別支援学校、南特別支援学校（中学部、高等部）、南特別支援学校分校（小学部）、太白特別支援学校、守山特別支援学校、若宮高等特別支援学校があります。 特別支援学校は、学校教育法第5条で「学校の設置者は、その設置する学校を管理する」と定められていることから、市直営による管理を行っています。	教育委員会
緑生涯学習センター分館 上汐田教育集会所	地域住民のために、講座・講演会等の開催、生涯学習等の相談、集会等での施設の供用等を行う施設です。 文化センターに準じた施設として設立された経緯を鑑み、人権教育を行う場所として引き続き市直営で整備・運営をしております。	教育委員会
図書館(12か所)	図書館は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として設置された施設であり、社会教育施設としての長期的・計画的な蔵書管理や業務の継続のために、専門職員の高度な知識や豊富な経験が必要であることなどから、市直営による管理運営を行ってきました。 厳しい財政状況が続く中、効率的・効果的な運営体制について検討するため、5館で指定管理者制度を試行実施し、図書館における指定管理者制度の方向性について、図書館協議会による検証を行いました。 その結果、一定数の直営館を配置し、市が指定管理者に対する管理・指導を適切に行うことにより、指定管理者制度の導入が可能であるとされたことから、12館を直営、9館を指定管理とし、直営と民間活力を組み合わせ、運営の効率化と市民サービスの向上を図っています。	教育委員会
名古屋市博物館	博物館法の規定に基づき、歴史、考古、民俗及び美術工芸に関する資料を収集し、保管し、展示し、及び教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養の向上、調査研究等に資するとともに、これらの資料に関する調査研究を行なうことを目的として設置されています。具体的には、市民からの寄贈等に基づく資料の収集、調査研究、出版、展示、講演、ワークショップなどを実施しています。 こうした博物館事業、特に尾張・名古屋独自の展示や出版物の刊行には、専門職員の高度な知識や豊富な経験が必要とされます。専門職員の育成には長い期間が必要であり、調査研究も長期にわたって継続する必要があります。また資料収集や展示借用に求められる所蔵者との信頼の構築も時間を要します。こうした人的要素及び継続性のある事業を行い、当地を総括する歴史博物館であり続けるため、市直営で管理運営を行っています。	教育委員会

施設名	概要等	所管局
名古屋市蓬左文庫	尾張徳川家の旧蔵書を中心に和漢の優れた古典籍を収集、整理、調査、保存、公開する公開文庫です。 平成16年の改築オープンによって、徳川美術館とは廊下で繋がり、古典籍文庫としての蔵書の閲覧公開とともに、徳川美術館の大名道具と蓬左文庫の蔵書をあわせて近世武家文化をわかりやすく紹介する展示や普及事業などの様々な事業を開催しています。 蓬左文庫は博物館分館であり、歴史ある古典籍文庫として専門職員を長期的に配置・育成し、所蔵資料の保存・閲覧・展示等の事業運営を長期的かつ継続的に行うことが必要であることから、市直営で管理運営を行っています。	教育委員会
名古屋市秀吉清正記念館	豊臣秀吉、加藤清正生誕の地で、両者とその時代に関する文化財を保存、収集し、調査、研究、展示などを通して歴史を紹介する施設です。また、全国各地からの歴史愛好家、観光客が足を運んでいる施設です。本市の歴史教育・文化振興の促進のために、文化財の保存・歴史の調査研究は継続性が欠かせないので、市が責任をもって運営すべき施設です。 秀吉清正記念館は博物館分館であり、専門職員を長期的に配置・育成し、著名な2人の武将が生まれたというゆかりの地で博物館の事業運営を長期的かつ継続的に行うことが必要であることから、市直営で管理運営を行っています。	教育委員会
名古屋市見晴台考古資料館	当館は、見晴台遺跡に関する資料を収集、保管、展示することにより市民の教養向上に資するとともに、見晴台遺跡を調査研究するために設置された施設です。市民参加により継続的に行われている発掘調査は全国的にみても珍しいもので、そうした発掘調査や展示の企画立案、講演会等を行うためには、長期的に配置され豊富な経験と専門的な知識を得た専門職員が不可欠であることから、市直営で管理運営を行っています。	教育委員会
名古屋市美術館	文化の香り高いまちを実現するための中心施設として、市民に広く美術の鑑賞の場と学習の機会を提供し、併せて地域社会の美術活動の振興と芸術・文化の発展に寄与するとともに、国内外に広く開かれた美術館として名古屋の文化を情報発信することを目的としています。 美術館では、専門職員を長期的に配置・育成し、収集方針に基づく調査研究・収集保存や多様な展覧会の企画などの事業運営を長期的かつ継続的に行うことが必要であることから、市直営で管理運営を行っています。	教育委員会
名古屋市科学館	近代科学に関する知識の普及啓発を目的とした施設です。理工館・天文館・生命館の3館からなり、世界最大級のプラネタリウムドームを備えています。常設展示の他に特別展、各種講座・教室、観望会、講演会や調査研究など、多数の事業を展開しています。 各事業の企画・立案は学芸員が豊富な経験と知識に加え大学・企業・研究機関との連携協力を得て行っています。そのためには専門職員を長期的に配置・育成し、事業運営を長期的かつ継続的に行うことが必要であることから、市直営で管理運営を行っています。	教育委員会

※小中学校、企業局所管施設を除く。